

参考資料

< 補助対象経費及び補助対象外経費一覧表 > (平成 26 年 4 月 1 日現在)

区 分	項 目	内 容
補助対象経費(事業に直接要する経費)	消耗品費等	軍手、長靴、ゴミ袋、箒、鎌、スコップ、鍬、草刈り機替え刃、殺虫剤、マスク、飲食類
	燃料費等	機材、車両等の燃料費 レンタカー代(車両借上に係る謝礼を除く。)
	印刷費	チラシ、資料等の印刷費、写真の現像代等
	処理費	一般廃棄物の収集運搬、処分費用
	保険料	傷害・損害保険料
	その他	その他事業に直接要する経費で、審査会が必要かつ適切であると認めたもの
補助対象外経費(事業に直接要しない経費)	報償費	車両借上に係る謝礼等
	消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助事業以外の活動への広範な使用が想定されるもの(帽子、ヤッケ、運動靴、等) ・ 海岸や河川管理上支障が生じるおそれのあるもの(除草剤等) ・ 団体名を記した表示板等に該当するもの
	原材料費	食材等(営利を目的とするもの)
	備品購入費	備品の性格を有するもの(動力式草刈り機等)
	飲食費	アルコール類、華美な飲食物
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 団体の運営経費にあたるもの ・ 領収書等による支払が明確でないもの ・ その他事業に直接要しない経費で、審査会が不要かつ適切でないと認めたもの